



佐賀県公報

平成19年
12月28日
(金曜日)
第13000号

目次

(◎印は、県例規集に登載するもの)

告示

- ◎都市計画事業の認可 (六八七・まちづくり推進課) 一
- ◎指定金融機関等の指定の一部改正 (六八八・会計課) 一

公告

- ◎都市計画の変更に伴う関係図書の写しの縦覧 (下水道課) 二
- ◎教育委員会事項 (規則・一四) 二
- ◎佐賀県教育庁組織規則の一部を改正する規則 (訓令甲・六) 二
- ◎教育庁専決規程の一部改正 (人事委員会事項) 二
- ◎管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 (規則・三五) 三

○ 告示

◎佐賀県告示第六百八十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、次
のとおり都市計画事業を認可した。

平成十九年十二月二十八日

佐賀県知事 古川 康

一 施行者の名称

白石町

二 都市計画事業の種類及び名称

白石都市計画公園事業 四・四・一号 白石中央公園

三 事業施行期間

平成十九年十二月二十八日から

平成二十三年三月三十一日まで
事業地

収用の部分 杵島郡白石町大字福田字三本榎及び四本楠地内
使用の部分 なし

◎佐賀県告示第六百八十八号

指定金融機関等の指定（平成十三年佐賀県告示第六十三号）の一部を次のように改正し、平成二十年一月一日から施行する。

平成十九年十二月二十八日

佐賀県知事 古川 康

三の表中

ゆうちょ銀行

九州内（沖縄県を除く。）
のすべてのゆうちょ銀行及び
びゆうちょ銀行から銀行業
務を委託された郵便局並び
に福岡貯金事務センター
（福岡貯金事務センターは
自動払込による収納事務に
限る。）

県営住宅使用料、母子寡婦
福祉資金償還金、育英資金
返還金及び佐賀県税条例
（昭和三十年佐賀県条例第
二十三号）第二条第二号に
規定する徴収金の収納事務
（育英資金返還金は自動払
込による収納事務に限り、
佐賀県税条例に規定する徴
収金については自動払込によ
る収納事務を除く。）

株式会社ゆうちょ
銀行

九州内（沖縄県を除く。）
のすべてのゆうちょ銀行及
びゆうちょ銀行から銀行業
務を委託された郵便局（マ
ルチペイメントネットワー
クを利用できる場合は日本
国内のすべてのゆうちょ銀
行及びゆうちょ銀行から銀
行業務を委託された郵便局）

県営住宅使用料、母子寡婦
福祉資金償還金、育英資金
返還金、佐賀県税条例（昭
和三十年佐賀県条例第二十
三号）第二条第二号に規定
する徴収金及び佐賀県財務
規則（平成四年佐賀県規則
第三十五号）第二条第十五
号に規定する諸収入金のう

に

を

並びに福岡貯金事務センター（福岡貯金事務センター）は自動払込による収納事務に（育英資金返還金は自動払込による収納事務に限り、佐賀県税条例に規定する徴収金については自動払込による収納事務を除く。）

ち寄付金の収納事務（育英資金返還金は自動払込による収納事務に限り、佐賀県税条例に規定する徴収金については自動払込による収納事務を除く。）

改める。

○ 公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成19年12月28日

佐賀県知事 古 川 康

- 1 都市計画の種類及び名称
鳥栖基山都市計画下水道 鳥栖市公共下水道（鳥栖処理区）
- 2 縦覧場所
佐賀県県土づくり本部下水道課

○ 教育委員会事項

佐賀県教育庁組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年十二月二十八日

佐賀県教育委員会

委員長 安 永 宏

◎佐賀県教育委員会規則第十四号

佐賀県教育庁組織規則の一部を改正する規則
佐賀県教育庁組織規則（昭和三十一年佐賀県教育委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中 「体育保健課
全国高校総体推進室」 を「体育保健課」に改める。

第三条の全国高校総体推進室の分掌事務を削る。

第五条の二第二項中「前項の室」を「室」に改める。

第七条第五項を削る。

第七条の三第一項中「第五条の二第一項の室（以下この条及び次条において単に「室」という。）」を「室」に改める。

第十条の表中 「体育保健課
全国高校総体推進室」 を「体育保健課」に改める。

附 則

この規則は、平成二十年一月一日から施行する。

◎佐賀県教育委員会訓令甲第六号

本 庁
教育事務所

教育庁専決規程（平成七年佐賀県教育委員会訓令甲第二号）の一部を次のように改正する。

平成十九年十二月二十八日

佐賀県教育委員会

委員長 安 永 宏

第二条第三号中「課及び全国高校総体推進室長」を「課長」に改め、同条第三号の二中「及び全国高校総体推進室副室長」を削る。

第十条中「教育企画室長及び人権・同和教育室長並びに」を「室長及び」に改める。

第十六条第一項中「教育企画室及び人權・同和教育室」を「室」に改め、同条第二項中「教育企画室長及び人權・同和教育室長」を「室長」に改める。

附則

この訓令は、平成二十年一月一日から施行する。

○ 人事委員会事項

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年十二月二十八日

佐賀県人事委員会

委員長 蜂 谷 尚 久

◎佐賀県人事委員会規則第三十五号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年佐賀県人事委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

別表の本庁の教育委員会事務局の項中「課長 全国高校総体推進室長」を「課長」に、「副課長 全国高校総体推進室副室長」を「副課長」に改める。

附則

この規則は、平成二十年一月一日から施行する。

購読料 一か年三二、二〇〇円（送料共）
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十九年十二月二十八日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 株式会社古川総合印刷